

令和8年度

事業計画書

社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会

令和 8 年度 安芸高田市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

少子高齢化と人口減少が急速に進行する中、住民の生活ニーズは一層多様化・複雑化しています。また、物価高騰や所得格差の拡大など、生活基盤を揺るがす課題が山積し、地域社会を取り巻く環境は厳しさを増しています。さらに、多くの地域で地域福祉の担い手不足が深刻化し、地域や家庭における支え合い機能が低下することで、孤独・孤立の問題や既存の制度の枠組みだけでは対応が困難な複合的課題が表面化しており、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築が急務となっています。

こうした社会情勢を背景に、安芸高田市社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）では第 3 次中期経営計画を策定し、安芸高田市（以下「市」といいます。）の地域福祉計画及び社協が策定した地域福祉活動計画と相互に補完して、「ともに支えあい 心豊かに」の基本理念のもと、組織体制や財源の調達にも配慮して、地域における包括的支援体制の具体化を図ります。

特に、経営方針である「相談対応 ワンストップをめざして」を掲げ、高齢、障がい、子育て、生活困窮といった分野の相談を一体的に受け止める重層的支援体制整備の推進に取り組みます。そのために、局内だけでなく行政や関係機関との連携を強化しながら、誰もが必要な支援につながる体制づくりを推進します。

また、限られた財源の中で効率的かつ効果的な業務運営を行い、会費・寄附金・介護報酬などの財源確保に組織を挙げて取り組むことで、継続的で安定した経営基盤の確立をめざします。

さらに、福祉人材の確保・育成・定着を図り、利用者へのサービスの質の向上と職員の専門性向上に努め、地域福祉の推進に寄与する組織づくりを推進します。

II 業務運営の活動方針

1 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

- 1-1 生活支援体制整備事業の実施及び重層的支援体制整備の着手に向けた取り組み
- 1-2 社協における支援体制の強化
- 1-3 社協を中心とした公益的な取り組みなどの推進
- 1-4 権利擁護センターの開設に向けた取り組みの推進

2 中期経営計画の円滑な取り組みの推進

- 2-1 収支計画（中長期）の着実な推進
- 2-2 社協の経営資源の充実、強化

- 3 福祉・介護人材の確保、育成及び定着
 - 3－1 働きやすい職場環境づくり
 - 3－2 資格取得の奨励、助成制度の充実
- 4 安芸高田市との連携強化
 - 4－1 生活支援体制整備事業の推進や重層的支援体制整備の受託に向けた地域福祉活動計画と市の地域福祉活動計画などの上位計画との調整、検証および見直し
 - 4－2 人事交流の推進
 - 4－3 『市長と語る会』の開催
 - 4－4 事業調整協議会の開催

Ⅲ 重点的な取組計画

本年度における重点的な取組計画は、次のとおりです。

1 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

1－1 生活支援体制整備事業の実施及び重層的支援体制整備の着手に向けた取り組み

地域住民が安心して暮らし続けられる環境を整えるため、生活支援体制整備事業を着実に推進します。地域福祉会議を拡充した協議体の運営や生活支援コーディネーターの配置を通じて、地域の支え合い活動の活性化を図ります。また、重層的支援体制整備事業の受託に向け、関係機関との連携強化や体制構築の準備を進め、地域の複合的課題に対応できる仕組みづくりを推進します。

1－2 社協における支援体制の強化

地域福祉活動を支える社協内部の支援体制を強化するため、職員の役割分担の明確化、研修の充実、情報共有体制の整備を進めます。地域の多様な相談に対応できるよう、専門性の向上と組織力の強化を図ります。

1－3 社協を中心とした公益的な取り組みなどの推進

地域の公益的課題に対し、社協が中心となって関係団体・住民と協働し、地域福祉活動を推進します。地域の孤立防止、見守り活動、ボランティア活動の促進など、地域全体で支え合う仕組みを構築し、地域共生社会の実現に寄与します。

1－4 権利擁護センターの開設に向けた取り組みの推進

高齢者や障がい者など、権利擁護を必要とする人々が安心して生活できるよう、権利擁護センターの開設準備を進めます。相談体制の整備、関係機関との連携強化、専門職の育成などを通じて、地域における権利擁護支援の基盤を構築します。

2 中期経営計画の円滑な取り組みの推進

2－1 収支計画（中長期）の着実な推進

安定した事業運営を継続するため、中長期的な収支計画に基づき、財政基盤の強化を図ります。事業の効率化や財源確保の取り組みを進め、持続可能な経営体制を確立します。

2－2 社協の経営資源の充実、強化

人材、財源、情報などの経営資源を充実させ、組織としての機能向上を図ります。職員の能力開発、ICT 活用の推進、外部資源の活用などを通じて、地域福祉活動を支える基盤を強化します。

3 福祉・介護人材の確保、育成及び定着

3－1 働きやすい職場環境づくり

福祉・介護人材が長く働き続けられるよう、職場環境の改善に取り組みます。業務負担の軽減、ワークライフバランスの推進、メンタルヘルス支援などを行い、安心して働ける環境を整備します。

3－2 資格取得の奨励、助成制度の充実

職員の専門性向上を図るため、資格取得を積極的に支援します。研修参加の促進や助成制度の充実を通じて、職員が成長し続けられる環境を整え、組織全体の専門性向上につなげます。

4 安芸高田市との連携強化

4－1 生活支援体制整備事業の推進や重層的支援体制整備事業の受託に向けた地域福祉活動計画と市の地域福祉計画などの上位計画との調整、検証および見直し

市の地域福祉計画や関連する上位計画との整合性を図りながら、社協の地域福祉活動計画を適切に見直し、事業の方向性を明確にします。生活支援体制整備事業や重層的支援体制整備事業の推進に向け、市との協議・調整を継続し、効果的な事業展開を図ります。

4－2 人事交流の推進

市と社協の連携強化を目的に、人事交流を積極的に進めます。双方の業務理解を深め、地域福祉の課題解決に向けた協働体制を強化します。

4－3 『市長と語る会』の開催

地域福祉の現状や課題を共有し、市との連携を深めるため、「市長と語る会」を開催します。市民や関係団体の意見を反映し、地域福祉の推進に向けた協働の場として活用します。

4－4 事業調整協議会の開催

市と社協が連携して事業の進捗や課題を共有するため、事業調整協議会を定期的に開催します。情報共有と協議を通じて、事業の円滑な実施と改善を図ります。

IV 事業内容

【総務課】

1 法人運営事業

区 分	内 容
会 議 関 係	理 事 会：計画・報告・予算・補正・決算他
	監 事 会：決算監査（年度末）
	評議員会：予算・補正・決算
理事全員協議会	理事会提出議案について 事業計画・企画、予算・決算等について
正副会長会議	社会福祉協議会の方針、課題調整について
地域福祉会議議長会	計画・予算・助成金の決定について
福祉委員会議	各町において福祉委員会議を開催する 福祉委員制度および社協事業について
生活福祉資金 貸付審査会	生活福祉資金貸付審査等
社会福祉事業 調整協議会	市行政と補助事業・委託事業について連絡調整
衛生委員会	職員の安全、健康の確保について 感染症予防に関することについて 職員のメンタルヘルスについて
会費関係	① 戸別会費（500 円） 福祉委員を通じ協力依頼 ② 賛助会費（1,000 円）団体会費（3,000 円） 依頼文書の発送

区 分	内 容
役職員関係	①理事・監事・評議員研修 ②幹部会議 全体幹部会議 毎月第1、第3月曜日 ③職員研修 ・計画的な研修体制による職員のスキルアップ、サービスの質の向上を図る ・中央福祉学院への研修や、県社協が実施する研修会への参加 ・顧問会計士、弁護士や社会保険労務士の専門家による研修を行ない、法令遵守に努める ・産業医による、メンタルヘルスや感染症予防に係る研修 ・警察署指導員による、交通安全に係る法令遵守についての研修
福祉・介護人材 確保基盤整備事業	① 社協、行政、福祉関係団体などの福祉・介護人材確保等総合支援協議会での福祉・介護人材の安定の確保、育成、定着に向けた取り組みを実施する。 ② ネットワーク構築に向けた取り組みとして、テーマ別にワーキンググループを立ち上げます。 ③ 協議会の開催（年3回）

2 センター管理運営事業

区 分	内 容
安芸高田市 保健センター	①会議室、健康増進室等の貸出受付 ②センターの管理・運営
ふれあいセンター いきいきの里	① 広間、会議室、調理室等施設の貸出受付 ② センターの管理・運営

【関連機関事務事業】

○安芸高田市共同募金委員会事務事業

区 分	内 容
募金運動	① 戸別募金：住民へ福祉委員を通じ協力依頼 ※500 円/戸 ② 法人募金：法人企業へ協力依頼 ※ダイレクトメール ③ 職域募金：市役所、教育機関などへの協力依頼 ④ 街頭募金：街頭での協力依頼 ⑤ イベント募金：市内行事等での協力依頼 ⑥ その他の募金：募金箱設置等 ⑦ インターネット決済での募金の周知、推進

○日本赤十字社広島県支部安芸高田市地区事務事業

区 分	内 容
日本赤十字社 広島県支部 安芸高田市地区 事務事業	① 戸別会費：住民へ福祉委員を通じ協力依頼 ※ 500 円/戸 ② 法人会費：法人へ県支部から協力依頼 ※ダイレクトメール ③ 救急法、幼児安全法、健康生活支援講習等の受付 ④ 災害、火災等被災世帯への支援 ⑤ その他、災害等の募金箱設置

【地域福祉課】

1 地域福祉事業

区 分	内 容
日常生活応援 サービス事業 ほほえみネット (重点)	① ほほえみさん(協力員)による、日常生活応援サービス ② ほほえみさんの確保 ③ 利用料および、支援内容の見直し ④ 研修会および交流会の開催 ⑤ 介護保険事業所等と連携、広報啓発
ふれあいサロン 事業 (重点)	① 住民の誰もが気軽に寄り合い、健康づくり、孤立予防 や見守り等を行なう ② サロン代表者との連絡調整 ③ サロンに関する調査、研究および情報提供 ④ サロン開設に関する相談対応、登録等 ⑤ サロン運営体制の見直し
小地域のお茶の間 サロン事業	① 軽度の認知症の方や、地域の高齢者等の日中の居場所 提供を行なう。孤立予防や安否確認等、支え合い活動 へと展開させていく。 ② 補助金終了地域への継続した支援 ③ 要綱の整理 ④ 地域包括支援センター等の関係機関との連携 ⑤ サロンへの移行検討を含めた、事業の見直し
認知症カフェ事業	① 認知症の方、家族の日中の居場所の提供 ② 認知症による不安や悩みを専門職員等による相談対応 ③ 地域の方へ認知症の理解を深める ④ 地域包括支援センター等の関係機関との連携 ⑤ 運営協力員（ボランティア）の確保・養成 ⑥ 協力員報酬の見直し（R8 年度へ向けて検討） ⑦ 事業普及および広報啓発 ⑧ 各町、月に 1 回実施
福祉・介護 出前講座	① 地域の会合やサロン、学校等からの申し込みにより、 福祉や介護に関する出前講座を開催 ② メニューから選んだ講座内容を実施 ③ 社協職員のスキル向上

区 分	内 容
ボランティア活動事業	① ボランティアに関する調査・研究 ② ボランティア相談・登録・斡旋および紹介 ③ ぷちボランティアスクールの開催 ④ ボランティア講演会開催(年1回) ⑤ ボランティア登録者・団体との災害時連携 ⑥ ボランティア連絡協議会との連携
被災者生活サポートボラネット事業	① 災害時のボランティアセンターの立上げ、運営 ② 災害時を想定した、関係機関とのネットワーク強化 ③ 安芸高田市被災者生活サポートボラネット推進会議の開催 ④ 座学研修もしくはシミュレーション研修 ⑤ Kinton の使用に関する職員研修
ファミリー・サポート・センター事業	① 提供会員による育児支援応援サービス ② 日中の子どもの預り ③ 病後児預り ④ 宿泊預り ⑤ 小学校・保育所・児童館等と連携 ⑥ 相互支援に必要な講習会および交流会の実施 ・交流会(年1回) ・AED講習(年1回) ⑦ 提供会員の確保 ・提供会員講座の開催
障がい者地域生活アシスタント事業	① 生活協力員による生活援助、見守りサービス ② 生活協力員の登録および派遣 ③ 関係機関・団体等との連携 ④ 生活協力員養成研修の開催(年1回) 事業普及および広報啓発
配食サービス事業 (ハ)(高)	① 高齢者向けに配慮され、衛生的に調理された食事を配食協力員により自宅へ配達し、安否確認も行なうサービス ② 対象地域：八千代・高宮 ③ 対象者：市の認定による概ね65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯等

【地域づくり推進課】

1 地域共生事業

区 分	内 容
生活支援体制整備 事業 (新規)	地域における支え合いの基盤を強化し、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域生活に必要な多様な主体による生活支援サービスの提供体制整備を推進します。そのため、以下の取組を実施します。 ①地域課題の把握・抽出 地域の実情を踏まえ、生活支援に関する課題を整理し明確化します。 ②地域資源の把握 生活支援に資するサービスや活動など、地域に存在する多様な資源を把握します。 ③住民主体の生活支援サービス等の立ち上げ支援 住民による多様な生活支援活動の創出・立ち上げを支援します。 ④住民ニーズの把握とマッチング 住民の生活支援ニーズを把握し、適切なサービスや活動とのマッチングを行います。 ⑤関係者間のネットワーク構築 公的機関、福祉専門職、地域住民の活動団体など、多様な関係者との連携体制を構築します。 ⑥協議体の拡充 地域福社会議を母体とした協議体へと発展させ、地域課題の共有と解決に向けた協働を推進します。 ⑦新たな資源の開発 地域のニーズに応じた新たな生活支援資源の開発に取り組めます。

【くらしサポート課】

1 権利擁護事業

区 分	内 容
福祉サービス 利用援助事業 「かけはし」	① 生活支援員による福祉サービス利用の手続き、日常的 金銭管理の支援サービスおよび書類等の預かり ② 生活支援員の登録、連携、確保 ③ 生活支援員・専門員研修会参加 ④ 事業普及および広報啓発 ⑤ 県社協、行政機関、民生委員児童委員等と連携 ⑥ 地域包括支援センターとの連携 ⑦ 社協職員のスキル向上
成年後見事業	① 成年後見制度における後見・保佐・補助類型の受任 ② 被後見人等の財産管理、身上監護等 ③ 成年後見制度の研修会開催 ④ 成年後見事業契約締結審査会 ⑤ 行政機関、地域包括支援センター、県社協等と連携 ⑥ 事業普及および広報啓発 ⑦ 権利擁護センター設置に向けての調査、協議、視察研 修、勉強会の実施
生活福祉資金貸付 事業	① 低所得者、障がい者または高齢者の世帯に対して、資 金の貸付けと必要な相談支援を行うことで、その経済 的自立および生活意欲の助長促進並びに在宅福祉およ び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう にすることを目的として実施 ② 県社協受託事業 ③ 県社協申請書の進達 ④ 民生委員児童委員等との連携 ⑤ コロナ特例貸付借受人へのフォローアップ支援 ・ 償還、猶予相談、手続き等支援 ・ 電話、訪問による世帯状況等のアセスメント ・ 償還免除者を含む支援

フードマッチング	① 生活相談等があった生活困窮者及び世帯に対し、関係機関との連携による食品の提供 ② 関係者や関係団体との連携を含め、支援に食品を活用していく事業展開を行う ③ 食品提供をきっかけに、継続的な関わりを持ち、問題や課題を一緒に整理し、信頼関係を築き必要な支援につなげていく
-----------------	---

【介護支援課】

1 介護保険事業

区 分	内 容
居宅介護支援事業	居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援サービスの提供を行なう。 1. 経営の安定 ① 収入目標額の設定と進捗管理 ② 業務課題の抽出と改善策の検討 ③ 事業所管理者による管理者会議の実施（月 1 回） ④ 専門性の高い人材の確保。法令遵守（特定事業所加算Ⅱ算定要件の維持） ⑤ 受託事業（介護予防、介護予防ケアマネジメント、認定調査、個別避難計画作成、住宅改修）の実施 ⑥ 請求業務担当者との連携 2. 人材育成・確保 ① 介護保険事業全体研修計画の策定・実施 ② 各自の研修計画に沿った外部研修受講支援 ③ 専門資格の更新や主任介護支援専門員取得のための研修受講支援 ④ 介護支援専門員実務研修実習の受け入れの協力 ⑤ 他法人と共同した事例検討会、研修会の実施 3. 事業の充実・強化 ① 情報共有や業務改善、専門性の向上を目的とした事業所内会議の実施（週 1 回） ② 事業所内事例検討会の実施（月 1 回） ③ 24 時間連絡体制の継続 ④ 自立支援を目指したケアプランの作成 ⑤ 各法令の理解と遵守（BCP・虐待・感染症に関する委員会の取組と研修の実施） ⑥ 地域包括支援センターからの支援困難ケースの適切な受け入れ体制整備 ⑦ 他機関・多職種や団体、地域住民との連携によるチームケアの実践 ⑧ ICT の活用 ・ケアプランデータ連携システムの導入

区 分	内 容
訪問介護事業	居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に、適切な訪問介護（身体介護・生活援助）サービスの提供を行なう。 1. 経営の安定 ① 収入目標額の設定と進捗管理 ② 業務課題の抽出と改善策の検討 ・事業所定例会議（月 1 回） ・事業所管理者の業務改善会議の実施（月 1 回） ③ 専門性の高い人材の確保及び法改正に対応し基準の遵守（特定事業所加算Ⅱ算定要件の維持） ④ 業務改善と介護ソフトの活用で情報の共有と給付管理を一体的に実施 ⑤ 介護報酬請求事務における紙媒体の帳票類作成から勤怠管理システムを活用した電子データ化の推進 ⑥ 事務員との連携強化 ⑦ 感染症対策の継続 2. 人材育成・確保 ① 介護保険事業全体研修計画の策定・実施 ② 事業所内年間研修計画の策定・実施 ③ 個別研修計画における研修会・外部研修受講支援。資格取得の奨励と人事考課の連動・評価 ④ 処遇改善加算Ⅰの取得継続 ⑤ 介護職員初任者研修講師や現場実習生の受入（吉田高等学校等） ⑥ 地域で未就労の有資格者の登録職員等への登用 3. 事業の充実・強化 ① 個別ケア内容や留意事項等のタイムリーな情報共有（文書等）による適切なサービス提供と記録のデータ化（毎日） ② サービス提供責任者と訪問介護員間の情報伝達や報告、技術指導の実践（月 1 回） ③ 他機関・多職種や団体、地域住民との連携によるチームケアの実践 ④ 各法令の理解と遵守（BCP・虐待・感染症に関する委員会への出席） ⑤ ICT の活用 ・タブレットの利用 ・ケアプランデータ連携システムの導入

区 分	内 容
福祉用具貸与事業 福祉用具販売事業	居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具の貸与や販売を行なう。 1. 経営の安定 ① 介護報酬の確保 ・地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所との連携強化による、新規利用者獲得 ・収支状況の把握と進捗管理 ・専門性の維持・向上 ② 事業所管理者による管理者会議の実施（月 1 回） 2. 人材育成・確保 ① 内外部研修の実施および受講 ② スキル向上による顧客信頼度の強化（新商品の情報取得、専門相談員スキルアップ研修等） 3. 事業の充実・強化 ① モニタリング・メンテナンス支援の強化 ② サロン等（出前講座含む）参加やホームページの有効的な活用による地域住民等への周知・啓発 ③ 他機関・多職種や団体、地域住民との連携によるチームケアの実践 ④ 各法令の理解と遵守 （BCP・虐待・感染症に関する取組と研修の実施） ⑤ 即応性と柔軟性の強化 ⑥ 24 時間連絡体制の継続 ⑦ 福祉用具仕入業者（貸与・販売）の検討 4. 生産性の向上 ① 各種対応マニュアルの見直し ② ICT 化への検討 ・ケアプランデータ連携システムの導入 ・紙媒体から電子データ化の推進 ③ 情報共有や業務改善、専門性、質の向上のための事業所会議の実施（月 1 回） ④ 事務要員との連携強化による業務分業化の推進

2 障害者自立支援事業

区 分	内 容
障害者自立 支援事業	居宅において障がい者または障がい児に対し、適切な障がい福祉サービスの提供を行なう。 1. 経営の安定 ① 収入目標額の設定と進捗管理 ② 業務課題の抽出と改善策の検討 事業所定例会議（月 1 回） 事業所長級の業務改善会議の実施（月 1 回） ③ 他事業との並行運営と稼働効率の良いシフト管理 ④ 感染症対策の継続 2. 人材育成・確保 ① 障害福祉サービスに特化した研修会等の受講支援 ② 処遇改善加算Ⅰの取得継続による介護職員への処遇の改善 3. 事業の充実・強化 ① 職員間での情報共有を密にし、質の高いサービスの提供 ② 多職種との連携によるチームケアの実践 ③ 疾病や法令等の理解を深めながらのケース対応力の強化 ④ 各法令の理解と遵守 (BCP・虐待・感染症に関する委員会の取組)

3 移動支援サービス事業

区 分	内 容
移動支援サービス 事業	屋外での移動が困難な障がい者または障がい児に対し、外出における移動の介助、その援助にわたる適切な障がい福祉サービスの提供を行なう。 1. 経営の安定 ① 収入目標額の設定と進捗管理 ② 業務課題の抽出と改善策の検討 事業所定例会議（月 1 回） 事業所長級の業務改善会議の実施（月 1 回） ③ 感染症対策の継続 2. 人材育成・確保 ① 処遇改善加算Ⅰの継続取得による介護職員への処遇改善

区 分	内 容
移動支援サービス事業	3. 事業の充実・強化 ① 職員間での情報共有を密にし、質の高いサービスの提供 ② 多職種との連携によるチームケアの実践 ③ 疾病や法令等の理解とケース対応力の強化 ④ 各法令の理解と遵守 (BCP・虐待・感染症に関する委員会の取組)

4 介護福祉事業

区 分	内 容
福祉用具 自費レンタル事業	自費での福祉用具貸与の提供を行ない、介護保険で対象とならない方でも、自宅での環境を整え、日常生活上の便宜を図るとともに、介護する方の負担の軽減を図ります。 ① 対象者： ・介護保険申請中の方 ・要支援1・2 および要介護1の方 ・入院中で短期外泊される方 ・骨折等で短期治療により福祉用具の必要な方 ② 貸出用具： ・特殊寝台一式 ・特殊寝台付属品（テーブル） ・車いす ・歩行器 ・歩行補助杖 ・上記以外で、本会福祉用具貸与事業所が取り扱う用具
産前産後サポート事業	① 産前産後、特に支援が必要な家庭に訪問介護員を派遣し、家事等のサポートを行う。 ② 訪問介護員等による家事援助及び育児補助等を実施 ③ 対象者：市が認定 ④ 利用者負担：無料
養育支援家庭訪問事業	① 養育支援が特に必要な家庭に訪問介護員を派遣し、家事及び育児等の援助を行なう。 ② 訪問介護員等による家事援助、外出介助、育児補助等実施 ③ 対象者：市が認定 ④ 利用者負担：無料
訪問介護自費サービス事業	① 訪問介護事業では対象とならないサービスの提供。 ② サービス内容：生活援助、身体介護（付添い程度） ③ 対象者：介護保険サービスを利用している者および利用していない者等 ④ 利用者負担： 1時間未満 1,600円～2,000円（30分毎に増額）

【地域包括支援センター】

1 地域包括支援センター事業

区 分	内 容
地域包括支援センター事業	高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、生き甲斐と尊厳をもって自分らしい暮らしが最後までできるように、地域の特性に応じて地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。 また、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を図るため、構築したネットワークを強化します。 1 総合相談支援事業の充実 専門的な相談支援や、関係機関の中でも特に地域福祉課（生活支援体制整備事業）と定期情報共有と連携により、受け付けた相談内容の早期解決につなげます。 また、包括だより、出前講座等による周知活動を継続し、地域に潜在する支援が必要でも自ら発信できない方を発見するためのアウトリーチについても幅広い体制を図ります。 2 権利擁護事業の充実 一人暮らしや認知症など、判断能力の低下や支援者不在により、その人らしい生活を継続することが困難な高齢者等に対して、各専門職が連携して、専門性に基づいた支援を行います。 ① 虐待及び困難ケースへの対応 ② 権利擁護ネットワークへの参加 ③ 消費生活相談窓口との連携構築 ④ 成年後見制度の啓発活動 3 包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実 さまざまな生活課題を抱える高齢者が、課題に応じた社会資源を適切に活用しながら住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るように、地域包括ケアシステムの構築をめざします。 ① 居宅連絡協議会、主任介護支援専門員との連携による困難ケース等の個別相談支援 ② 認知症カフェ等、当事者・家族へ専門職として相談支援し、家族の会立ち上げへの協力 ③ 認知症初期集中支援チームの参加や地域住民向けの広報啓発 ④ 事業所間同士の連携強化や課題共有による質の高いサービス提供のための支援 ⑤ 生活支援体制整備事業との密な連携

区 分	内 容
地域包括支援 センター事業	4 地域ケア会議の充実 地域の関係機関との連携、介護支援専門員の後方支援等を通じた包括的・継続的なケア体制の構築を図ります。また、地域ケア会議やケース会議を通じ、個別課題の解決、地域課題の抽出と解決に向けて行政へ積極的に提案していきます。 5 介護予防ケアマネジメント事業の充実 在宅で自立した日常生活を営むためのマネジメントを行うため適切なケアマネジメント手法を用います。自立支援型ケアマネジメント研修会、事例検討会等を開催し、行政、関係機関と連携を図り、サービスが適切に提供できるよう支援を行います。 6 事務改善（情報化）に向けた取組 市と連携し、業務ソフトを変更し業務改善や事務負担の軽減を図ります。ケアプランデータ連携システムの普及も他事業所と協力しすすめます。 7 人材育成・確保への取り組み 看護学生の臨地実習受け入れ等の実施を行ないます。 また市内・外の介護支援専門員更新研修時、ケアマネとして未就労の方の書類手続き等で人材の情報収集等を行ないます。
介護予防支援 事業	1 指定介護予防支援事業所の充実 要支援 1、要支援 2、事業対象者の認定を受けた高齢者に対し、「自立支援」に向けて過不足なくサービス提供できるようにケアプランを作成します。 また、業務の一部を委託し、委託事業所との連携を強化するとともに、円滑な運営に取り組みます。